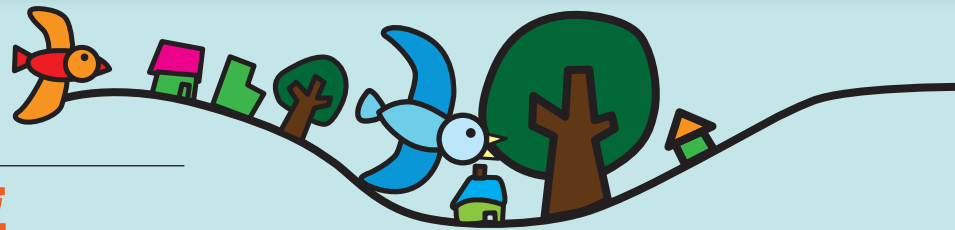


# レンタル料金について

## 料金の仕組み



### 料金は 1 カ月単位

本カタログで表示されたレンタル料が 1 カ月のご利用金額です。

4 April						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

### 開始月と終了月

レンタルは 1 カ月単位ですが、開始月と終了月のレンタル料金は次のようになります。

4 April						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

#### 1) レンタル開始月のレンタル料金

**A** 契約日とその月の 15 日以前  
： 1 カ月分の全額

**B** 契約日とその月の 16 日以降  
： 1 カ月分の 1/2 の額

#### 2) レンタル終了月のレンタル料金

**A** 解約日とその月の 15 日以前  
： 1 カ月分の 1/2 の額

**B** 解約日とその月の 16 日以降  
： 1 カ月分の全額

3) ただし、レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料金は、1 カ月分全額となります。



### 介護保険で認定された場合

介護保険で要支援・要介護度が認定された場合、ご契約者様もしくはご利用者様がお支払いいただくレンタル料金はご利用者様負担額（レンタル料金の 1 割）のみです。

例えば 1 カ月 15,000 円のレンタル料金の場合、ご利用者負担額は 1 カ月 1,500 円になります。ただし、ご利用上限額を超える場合は、超えた金額のみ全額ご利用者負担になります。また、要支援・要介護度の判断基準において介護保険レンタル適用外になった場合は、レンタル料金（10 割）がご利用者負担となります。

詳しくは福祉用具専門相談員にお尋ねください。

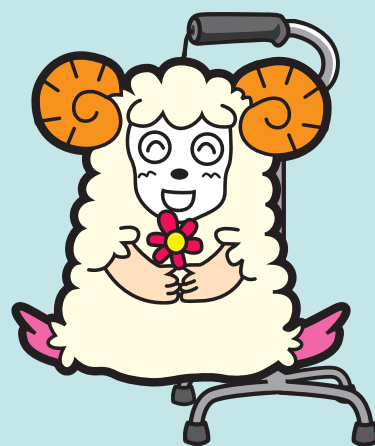
### 介護保険で認定されない場合

介護保険で要支援・要介護度が認定されない場合は、レンタル料金（10 割）がご利用者負担となります。

※一部地域により、レンタル料金の異なる商品があります。

※日割り計算は実施しておりませんので、ご了承ください。

詳しくは福祉用具専門相談員にお尋ねください。



## レンタル料金のお支払いについて

- レンタル開始月のレンタル料金は、商品の搬入時にお支払いいただきます。
- 2 カ月目以降のレンタル料金は、所定の方法（集金または郵便振込）を選択していただき、お支払いいただきます。
- 非課税のマークがついている商品には、消費税がかかりません。また、課税対象商品の消費税は表示金額に含まれております。（内税表示）
- 万が一、レンタル料金のご請求にもかかわらず、お支払いいただけない場合には、やむをえず商品を引き取りさせていただく場合がございます。

## 搬入・搬出料について

- 基本的に搬入・搬出料は、介護保険レンタル料金に含まれております。
- 介護保険で認定されない場合（非該当）は、レンタル商品ごとに搬入・搬出料をいただきます。
- ただし、下記の場合は搬入・搬出にかかった費用をお客様とご相談の上、別途お支払いいただきます。詳しくは福祉用具専門相談員がご説明させていただきます。

- 1) 搬入・搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合等。
- 2) 契約期間中にお客様の転居等の都合により、レンタル商品の移動を行う場合等。

※平成 21 年厚生労働省告示第 46 号・48 号において厚生労働大臣が定める地域（離島・山村・豪雪地帯・特定農山村等）に居住しているご利用者様に対しての交通費（搬入・搬出費）は、告示にて規定されております。詳しくは担当の介護支援専門員もしくは福祉用具専門相談員へお尋ねください。

## その他、サービスご利用の注意点

- レンタル商品のご購入への切り替えは致しません。ご了承ください。
- レンタル期間中の商品の変更について
  - 1) 同じ種目の商品への変更の場合
    - a. その月の 15 日以前にまでに変更した場合は、変更後の商品の月額レンタル料が適用されます。
    - b. その月の 16 日以降に変更した場合は、変更前の商品の月額レンタル料が適用されます。
  - 違う種目の商品への変更の場合  
現在契約中の商品を解約していただき、新たな商品について契約させていただきます。
  - 故障時等の取扱い
    - a. 万が一、故障等が起きた場合には、お問い合わせ窓口にご連絡ください。修理、交換等の手配を行います。
    - b. ただし、故意または間違った使い方による故障の場合は、別途料金をいただきます。

